

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名捺印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グアテマラ	グアテマラ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	グアテマラの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むグアテマラの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間採当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	600,000千円 -----	H14.3.8 グアテマ ラで (同日)	日本側 上野景文在グアテ マラマラ大使 カゾリエル ・オレジャヤナ・ロハス外 務大臣	H15.7.8 230号
グアテマラ	国立アエルト・パリオス病院建設・医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	国立アエルト・パリオス病院建設・医療機材整備計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	81,000千円 H15.3.7まで	H14.3.8 グアテマ ラで (同日)	日本側 上野景文在グアテ マラマラ大使 カゾリエル ・オレジャヤナ・ロハス外 務大臣	H16.2.6 38号
グアテマラ	国立アエルト・パリオス病院建設・医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	国立アエルト・パリオス病院建設・医療機材整備計画を実施するために必要な1.国立アエルト・パリオス病院の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,434,000千円 (H14年度 444,000千円) H15.3.31まで (H15年度 990,000千円) H16.3.31まで	H14.6.18 グアテマ ラで (同日)	日本側 上野景文在グアテ マラマラ大使 カゾリエル ・オレジャヤナ・ロハス外 務大臣	H15.7.17 257号
グアテマラ	第二次地方浄水場改修計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	第二次地方浄水場改修計画を実施するために必要な1.浄水場の改修に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	883,000千円 H15.3.31まで	H14.7.23 グアテマ ラで (同日)	日本側 上野景文在グアテ マラマラ大使 カゾリエル ・オレジャヤナ・ロハス外 務大臣	H15.10.23 408号
グアテマラ	国家文民警察学校機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	国家文民警察学校機材整備計画を実施するために必要な1.機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.車両及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	189,000千円 H15.3.31まで	H14.10.8 グアテマ ラで (同日)	日本側 上野景文在グアテ マラマラ大使 カゾリエル ・オレジャヤナ・ロハス外 務大臣	H15.10.16 388号
グアテマラ	食糧増産援助に関する日本国政府とグアテマラ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H16.3.31まで	H15.4.30 グアテマ ラで (同日)	日本側 上野景文在グアテ マラマラ大使 カゾリエル ・オレジャヤナ・ロハス外 務大臣	H16.5.20 226号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。